

特別漁業権「登録漁場図」と専用漁業権の「入漁登録原簿」

広島県の戦前期行政文書

明治期漁業権登録資料の紹介

写真で示しているのは、一九一年の明治旧「漁業法」成立後に県内各地の漁業組合や個人から県に提出された漁場図のうちの一枚です。この旧「漁業法」により初めて近代的な物権的性格の強い漁業権が認められ、慣行をもとに多くの出願がなされました。出願時には願書と漁場図正副二枚、及び慣行を証明する文書が必要でした。漁場図には「漁場図調製心得」により、基点・距離・方位・角度・見通線が記入され漁場区域が示されました。免許された漁業権は、定置（定置網）、区画（養殖など）、専用（漁業組合への地先漁場専用権、もしくは慣行専用権）、特別（地引網や船引網等）、の四種です。図では右肩に特別という朱色の印判が見え、特別漁業権を免許されたことがわかります。また、免許番号と免許年月日が記載され、管轄する課で「特別漁業権」の登録を証明する文書として長く利用されてきました。戦後の新「漁業法」成立（一九四九年）により旧漁業権は政府による補償を得て消滅し、これらの漁場図も現用性を失いました。その後、廃棄以前に選別され文書館に引き継がれたため、アーカイブズ（永久保存史料）となりました。

なお出願者の瀬尾賢次郎は旧御調郡立花村（現向島町）の村長で、同村余崎漁業組合はイカナゴ敷網漁の特別漁業権も免許されています。こうした特別漁業権免許数は戦前期一三件以上に及びました。

（数野文明）

文化財基礎調査(古文書)の取り組み

東広島市教育委員会
生涯学習部文化課文化財係長

藤岡 孝司

東広島市教育委員会では、市内の文化財について、何が、どこに、どれだけ、どのような状況で存在するのか、という実態を把握するため、市内を悉皆的に調査する文化財基礎調査事業を、平成九年度から継続的に実施している。これは、文化財保護思想の普及啓発という側面も担っている。

これまで、滝、石造物、植物の調査を実施しており、今後も順次さまざまな文化財について取り上げていく予定であるが、ここでは平成九、十一年度を実施した古文書調査について、その概略を触れてみたい。

古文書基礎調査は、各種文化財の専門研究者により組織される東広島市文化財基礎調査会(会長水岡繁登)に委託して実施した。同調査会の古文書部会(部会長三宅紹宣)が調査に当たったが、東広島郷土史研究会の協力を得られたことが、調査を進めるうえでは非常に有益であった。

調査は、市内全域を対象とした悉皆調査を中心として実施したが、併せて市教育委員会

所蔵の資料についても基礎的な整理を行った。悉皆調査は、まず所在の把握を行い、現地調査へと移行した。

市内における古文書調査は、広島県史編纂時に実施したものである。所在の把握については、この資料を基に、さらに郷土史研究会の情報を加えて、まず古文書所在リストを作成した。そして、調査員が分担して現地調査を実施した。

調査に当たっては、調査員にまず調査の目的、方法、注意点などを徹底し、打合せ会議も数度にわたり開催した。

調査は、史料の「保存」が第一義であること、所蔵者のプライバシーを尊重すること、現地保存主義を基本とすること、史料の原秩序と原形を尊重すること、現地調査を基本とし、史料の持ち出し、借用は行わないことなどを原則とし、その他所蔵者立会いのもとで調査を行うこと、原秩序を保つことができない状況のものは現状のまま写真により記録をのこすこと、などの注意事項を徹底した。

調査対象は、現在市内に所在する文書、写真等で、時代は昭和六十三年を下限としたが、一括史料として捉えられる範囲内で下限を考慮した。

また、調査では史料所在カードを作成したが、これは、所蔵者、文書の伝来、由来、史料の時代別点数、保存状況などを可能な限りで記録したものであり、それ以上の詳細な調査は、今回の目的ではない。

年次計画

項目	97	98	99	00
古文書				
名勝(滝)				
石造物				
植物				
社寺什物				
民俗				
近代化遺産				
美術工芸				
町並み				
無形文化財				
動物				
地質				
項目合計	2	3	3	3

調査に際しては、所蔵者の理解を得ることはもちろんのこと、取扱いについても慎重に行い、あくまでも史料の所在の把握を第一とした。また、文化財基礎調査事業の目的の一つである文化財保護思想の普及啓発の一環として、古文書の保存と管理についてのアドバイスも可能な限り行い、また、古文書の保存に際して、保存に適した中性紙の袋を状況に応じて所蔵者に渡し、適切に管理してもらうようお願いして、将来にわたっての保存に對して理解が得られるように努めた。

なお、調査に当たって、東広島郷土史研究会会員諸氏にはいろいろと御協力いただき、また県立文書館研究員の方々にはご指導いただいた。また行政文書・古文書保存管理講習会では、文化財保存修復学会の久保隆史氏をはじめとして多くの方々の貴重なご指摘をいただいた。感謝の意を表するとともに、今後の参考になりたい。

市町村における歴史的公文書の保存

情報公開法が成立したことから、市町村でも情報公開実施の動きが加速している。それとの関連で、多くの市町村で文書管理の刷新に取り組んでいる。公文書館法が定める「歴史資料として重要な公文書等の保存」を実現する絶好の機会である。同時に、公文書の大量廃棄で地域の歴史の空白をつくりだしかねない危機でもある。それだけに、市町村による史料保存ネットワークの組織化が待望される。文書館では、職員が手分けして、二二の市町村を訪問し、公文書等の保存・管理の現状を視察し、担当者と今後の方向について語りあった。以下に、特徴的な市町村の状況を報告する。

因島市では、昨年から新文書管理システムを導入した。約二万件の既存簿冊データの入力が完了した。十一年度分はこれからで、データ数は約四千件の見込みである。はじめての引継・廃棄を七月に実施するので、それをもつて新システムのサイクルが完了することになる。総務課で集中管理するのは十年以上保存文書に限り、図書館の書庫の一部を永年文書の書庫とすることで、収蔵スペースを確保した。同市の新機軸は、十年以上保存文書の廃棄分を小学校の空き教室に置くこととした点で、将来、選別して歴史資料として重要なものを永久保存できる道を開いた。

安芸郡熊野町でも、文書管理の刷新に取り組んでいる。ファイリング用具はボックスファイリング（フォルダーとそれを収納するボックス）を採用している。フォルダーには留め金が付けられるようになっており、書類を単に挟むだけでは心配なら綴じ込むことも可能である。来年三月に新庁舎が完成し、それにもない現庁舎の書庫と庁外にある二つの書庫も処分する予定だ。不要な文書は捨てることになるが、歴史的文書をどう残すかの問題に直面している。庁外の倉庫には、明治期の役場文書もある。業務上からみれば利用す

る可能性はほとんどないので、「不要な文書は捨てる」ということになりかねない。総務課担当職員としてもその点は気がかりで、過日文書館に相談に訪れた。「一定の年限以前（たとえば昭和三十年代以前）の文書は無条件で残す」など、業務上の利用可能性がなくても歴史資料として文書を残すことが可能な指針をつくることが望まれる。

山県郡千代田町では、現在新庁舎建築中で、来年四月には入居する。それにあわせて、庁内LANで文書管理を一からやり直したいという。それ自体はすばらしいことだが、なるべく身軽になり、きれいにして新庁舎に入りたい、となれば、文書が大胆に捨てられる恐れがある。書庫に保存スペースを確保するか、空き教室の利用などにより、歴史的文書を保存する方途を講じていただくようお願いした。

庁舎の建て替えや文書管理の刷新を機に、文書が大量に処分され、それにもなつて重要な歴史資料が消滅する危険性は大きい。情報公開を前に文書を点検し、不要文書を大量に処分したところもあると聞く。公文書館法の趣旨の徹底と、その実現に向けてのとりくみが必要であり、史料保存ネットワークの組織化が望まれる。

（安藤福平）

収蔵文書の紹介
豪商橋本家と瀬戸内塩田

県立文書館研究員 西向 宏介

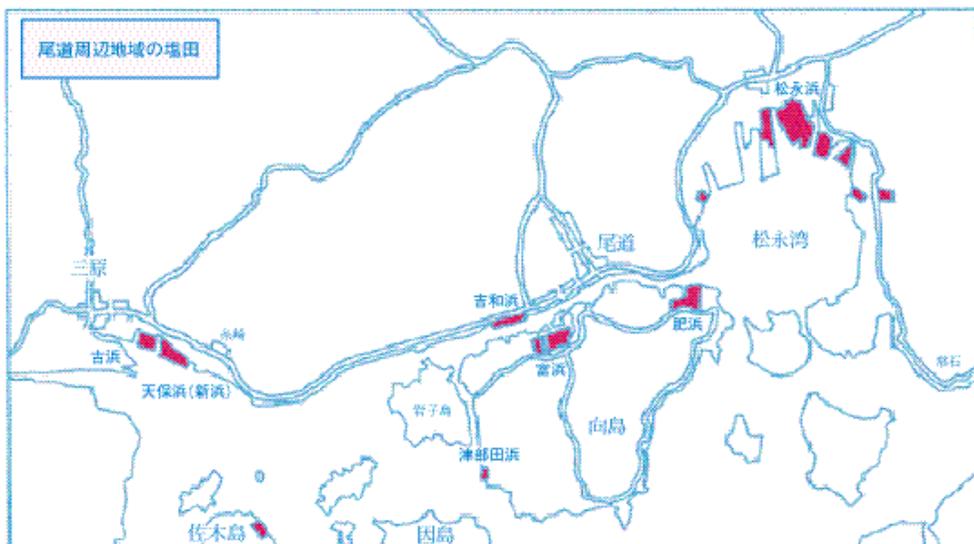
県立文書館が所蔵する尾道の豪商橋本家（屋号角灰屋）の文書には、同家の家業である金融業をはじめとして、膨大な経営文書が含まれています。その中には、土地経営に関するものも相当数あり、とくに塩田に関する文書は、これまで十分明らかにされていなかった尾道周辺の塩業を語る貴重な史料と言えます。ここでは、橋本家と瀬戸内塩田との関わりについて、述べてみることにしましょう。

橋本家一族の塩田所有を示す古い史料としては、宝永四年（一七〇七）四月、灰屋三郎左衛門が向島東村庄屋の蔵本保兵衛から干浜（肥浜）六軒島を買った際の売券状があります。三郎左衛門は、本家角灰屋の祖・灰屋次郎右衛門の甥にあたります。また、三郎左衛門の弟次郎左衛門は、分家して、「干浜灰屋」を称しており、一族は、古くから向島の肥浜塩田と深いつながりがあったと思われます。

一方、角灰屋橋本家では、次郎右衛門に続く長右衛門の代以降、商家経営が本格化したと考えられますが、塩田経営が特に拡大したのは天

保年間（一八三〇～一八四四）のことでした。この頃には、以前から所有していた肥浜塩田に加え、天保四年（一八三三）には津部田浜を取得し、さらに同十三年（一八四二）には、三原天保浜を取得して、塩田経営の比重を高めました。とくに三原天保浜は、広島藩が資金を募って造成した塩田ですが、橋本吉兵衛は造成費の四割以上を負担し、池田屋力蔵に工事を依頼するなど、塩田開発に直接関わり、完成後に藩から下げ渡されました。この塩田は、その後同家の塩田経営の中心部分を占めるようになり、そのため、橋本家文書における塩田関係文書の大部分は、天保浜関係の文書で占められています。

天保浜には、「天保浜元締所」が置かれており、塩田の小作経営を管理するほか、製塩に必要な諸道具および石炭などを各浜に供給していました。この元締所は、明治二十年代になると「天保浜橋本支店」と名称を変え、各地から水揚げされた石炭その他生産材を浜方へ売り、口銭を得ることが中心業務となっていくます。同十一年（一八九八）には、天保浜石炭問屋」と称するようになり、当時の「石炭水揚帳」によると、石炭は主に筑前・肥前あたりから供給され、その輸送は主に豊田郡大崎中野村および瀬戸田町の船主が担っていました。





なお、この間の橋本家と塩業との関わりで特筆すべきこととして、合名会社食塩商会の経営が挙げられます。食塩商会は、明治二十六年（一八九三）に橋本吉兵衛と福山町の藤井与一右衛門が合同で尾道に設立した会社で、松永塩田を中心とする県内の産塩を買い付け、帆船や汽船・汽車を通じて遠隔地取引を行いました。商会の取引地は新潟県の直江津・新潟・柏崎などで、帰り荷として羽鱈・鱈粕などの北海産物を扱いました。

ところで、橋本家の塩田経営はどの程度の規模だったのでしょうか。明治後期になると、同家の所有地全体が分かる帳簿が作成されていますが、それをもとにまとめると表1（明治三十一年四月一日現在）のようになります。橋本家は当時、二〇町歩以上を所有する県内でも有数の塩田地主でしたが、それ以上に田畑・宅地・山林など計一〇〇町歩以上を所有する大地主であったことが分かります。また、明治末期における所有塩田の内訳を示した表2によると、その大部分は三原天保浜（貢村）であり、ほかに肥浜や富浜・吉和浜の一部を所有していました。なお、江戸期に所有していた津部田浜は、安政二年（一八五五）に手放しており、ほかに天保七年（一八三六）～九年の一時期だけ堂石浜を

表1 橋本家所有地 地目別

地目	反別(反)
田	293.911
畑	375.716
市街宅地	42.010
郡村宅地	12.317
塩田	241.406
山林	157.804
原野	0.303
雑種地	93.003
池沼	0.212
免租地	20.117
合計	1,337.009

所有していたことが分かっています。ただし、橋本家自体は、金融業を本業としており、その収益規模は莫大なものでした。そのため、年間の収入全体に占める塩田収入の割合は、江戸・明治期を通じてわずか一～三%にしか過ぎないものであり、同家がいかに大きな資産家であったかがうかがえます。なお、表1から2の時期にかけて、同家の塩田は漸減傾向にありましたが、大正六年（一九一七）十二月には、三原天保浜を神戸市の勝田銀次郎へ売却しており、これにより、同家の塩田経営は終息に向かったと思われまます。

表2 橋本家の所有塩田(明治44年12月現在)

町村名	浜番	反別(反)
向島西村	富浜18番	17.216
向島西村	富浜19番	13.820
吉和村	吉和16番	15.921
向島東村	肥浜18・19番	24.610
向島東村	肥浜16・17番	24.123
貢村	天保浜11・12番	33.720
貢村	天保浜13・14番	34.708
貢村	天保浜15番	17.217
貢村	天保浜16・17番	25.604
貢村	天保浜17・18番	26.119
合計		233.408



埋立て(明44.3~大1.11)前の西塔川、対岸は現市庁舎付近。広島市公文書館蔵。

閲覧室から
西塔川に映る明治

光村 勇孝

明治の末年、広島市民の前から忽然と姿を消した川がある。西塔川と呼ばれ、同名の橋(「西塔橋」)が電停名として戦前までその名を伝えていた。現「鯉城通り」が川筋であり、白神社前あたりが電停である。幸いにも西塔川は写真に往時の姿を残してくれた。広島女子高等小学校とされる建物を向かい岸の下手から撮った、よく知られた一枚である。

ここ県立文書館で、芸備日日新聞をめくっていると、明治二十七年十二月二十五日付に大略「この堀川はこれまで土の土手であったが、しばしば崩壊し、その修繕に悩まされてきた。このたび両土手を石垣となす事に決し、昨今石を集めている」との記事を見つけた。

写真では水の引いた緩斜面の川岸、満潮水位部分に石畳状の石垣が敷かれているのが見てとれる。この石垣がその普請によるものなら、明治二十八年以降の写真だと素人の私でも推測がつく。

明治二十八年には、明治皇后の行啓がこの川土手道にも見られた。小学校の南隣にあった陸軍病院第三分院への見舞いであった。写真にある藁葺き家屋がその分院かどうか、私には判じかねる。この分院があった当時、川の向かいに著名な料亭があり、日夜嬌声(せうせい)が川を渡り患者を悩ませた。並び

の小学校へも当然酔客らの雑話(ざつわ)が聞こえたから、なかなかの教育環境であった。

写真からわずか上手に真菰(まこも)橋がかかっていたが、橋のたもとで舟遊びをしていた若い男女らが誤って川に落ちたと、目撃した新聞記者が大真面目に報じている。真菰橋の前には料亭春和園(しゅわわ)が要人らを迎えていた。日清戦役の第

一次講和会談が広島で開かれた際、来日の清国使節一行も、この川土手道に人力車を連ねた。また、野菜から薪、ごみ、糞尿を運んだ水路でもあった。その、まことにおらかな空間に心が和む。

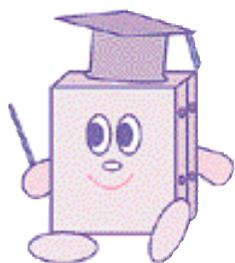
この先西塔川は私にどんな流れを見せてくれるのか、まずはしばし、文書館通いが続きそうである。

文書館リーフレットが新しくなりました。

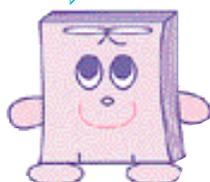
新リーフレットはアーカイブズ(永久保存価値資料もしくは文書館)の説明や世界と日本の文書館のあゆみを加えました。

また、文書館のマスコットとして、古文書をあしらった「モンちゃん」、行政文書の文書箱をモデルにした「ジョーくん」を作成しました。
新リーフレットを手にとって見てください。

これから
よろしく
お願いします



ジョーくん



モンちゃん

平成11年度に収集した古文書

福成寺文書(寄託)

同寺は賀茂郡下三永村(東広島市)真言宗御室派の寺院。室町・戦

国期には大内氏の氏寺興隆寺の末寺として繁栄し、同寺所蔵の中世文書九通は県重要文化財指定。寄託されたのは、江戸期以降の仏教関係などの和書や雑誌・書状類七二六点。(請求記号 九九〇一)

大藤家文書(寄託)

広島藩領内(宮島・三次・御手洗・尾道・三原)の富くじ四六〇点。賀茂郡寺家村(東広島市)の同家は富くじの流通に関わったため、大量に伝わったと考えられる。(請求記号 九九〇二)

白石健二文書(寄贈)

各地を旅行し、鉄道や風景を撮影する同氏から、一九八六年以降の県関係の鉄道写真プリントや時刻表・パンフレット類九三三点の寄贈を受けた。(請求記号 九九〇三)

坂町漁業協同組合文書(寄託)

同組合(安芸郡坂町)の建替えにもとまない文書調査が行われ、こ

れを契機に、大正末期以降の横浜漁業組合、戦後の横浜漁業協同組合、戦後以降の坂町(坂町)漁業協同組合文書一二六三点と、伝票など六箱が寄託された。(請求記号 九九〇四)

海宝寺文書(寄託)

同寺は沼田郡江波村(広島市中区)の浄土真宗寺院。歴代住職が入手した経典や、享保ごろに檀家から奉納された経巻、寺子屋・小学校の往来物や関係書類、江波村関係の古文書など一三五三点。このほか下張り文書六箱もある。(請求記号 九九〇五)

徳光義治氏収集文書(寄託)

同氏は賀茂郡白市村(東広島市)旧木原家住宅(一九六六年重要文化財に指定)の正面にあり、木原家の管理を任されていた。木原家は、白市で酒造業・両替商・塩田などを営む豪商。徳光氏は処分された木原家文書を保管し、今回の寄託となった。塩田・牛馬市関係文書や、徳光家の書籍などなど三五九点。(請求記号 九九〇六)

武井家文書(寄託)

同家は、祖父之丞が一六二五年

(寛永二)に浅野家に仕官して以来、明治維新まで代々広島藩士。最高禄高は四〇〇石。快庵は維新後、広島藩大参事を経て元老院書記を勉めている。文書は安政年間から明治初年にかけての、知行目録、用状、通知書など九一点。(請求記号 九九〇七)

大内基康氏収集文書(寄託)

一六七九年(延宝七)の霊元天皇宸翰(大炊御門経光宛て)一点。旧重要美術品指定。(請求記号 九九〇八)

賀屋家文書(購入)

同家は、東条内閣の大蔵大臣、池田内閣の法務大臣賀屋興宣の母の実家で、文書は一八六六。興宣の祖父・曾祖父は広島藩の要職を歴任した。母鎌子は幼くして教育事業に身を投じ、自宅に私塾を開き、県内外を講演して歩き、愛国婦人会、平和会など公共事業にもつくした。(請求記号 九八〇九)

広島証券取引所文書(寄贈)

同所(広島市中区)は一九四九年開設以降、中四国唯一の証券取引所として、戦後の中国地方の経済発展に大きな役割を果たしたが、

今年三月、東京証券取引所に吸収合併された。寄贈文書は、所属証券会社ごとに申請書や届書などを綴ったファイルなど一四七点。(請求記号 九九一〇)

広島株式事務研究会文書(寄贈)

同会は有力企業が参加する研究会で、事務局は広島証券取引所に置かれていた。同所廃止、新事務局移転にもとまない、設立以来の事務書類一四五点が寄贈された。(請求記号 九九一一)

岡崎家文書(寄託)

高田郡土師村(同郡八千代町)の同家(屋号は沖野屋)は、江戸時代米銀貸借業を営むかたわら、俳句社中に加わり、天明頃には滄浪園という壮大な泉水庭園(県名勝、土師ダムで水没)を作った。幕末以降は同村庄屋・戸長、高田郡割庄屋などを勤めた。文書は経営帳簿や書状・和書二一八〇点。(請求番号 九九一二)

訂正 第15号5頁、写真2解 読文の次の箇所を訂正します。
誤 豊田郡清武村
正 山県郡丁保余原村

平成11年度の主なできごと

- 5月18日 文書調査員会議
- 6月12日 古文書解読入門講座開講
- 7月22日 続古文書解読入門講座開講
- 8月3日 収蔵文書の紹介「貫心流（司箭流）
剣術・雑刀とその文書」広島市の剣術
家細家三代、宗閑・呑空・鉄腸斎
開始
- 9月17日 安田女子大学文書館学実習、学生
40名参加
- 9月25日 文書館だより14号発行
- 10月19日 行政文書・古文書保存管理講習会
- 10月25日 収蔵文書展「黒瀬町 平賀家文書
展」開催（12月22日まで）
- 11月25日 中四国文書館等職員連絡会議（於
徳島県立文書館）
- 12月4日 文書館講演会、長沢洋「古文書整理
という仕事 平賀家文書を腑分け
する」
- 1月7日 収蔵文書の紹介「広島城下焼き物
ことはじめ 昨年寄贈の文書から
（一）」開始

- 2月8日 行政文書選別作業（～3月16日）
- 3月25日 文書館だより15号発行
- 3月31日 収蔵文書目録第7集発行

平成11年度 国・他県の動向

5月14日 行政機関の保有する情報の公開
に関する法律（情報公開法）公
布

地方自治体が先行していた情報公開制度
が国レベルで初めて法制化されました。個
人情報や、防衛・外交などに関する6項目
の非開示情報以外は原則として開示と定め
られました。施行は公布から2年以内とさ
れ、この期間に、国の各省庁では保管文書
の分類・整理作業が行なわれる予定です。

6月23日 国立公文書館法公布

これまで総理府本府組織令で設置が定め
られていた国立公文書館が法律上の設置根
拠を持ちました。同館は、歴史資料として
重要な国の公文書を保存し、閲覧に供する
と定めています。

12月22日 国立公文書館法一部改正（平成
13年4月から独立行政法人化）

利用案内

- 開館時間
- *月～金曜日 9時～17時
 - *土曜日 9時～12時
 - 休館日
 - *日曜日、国民の祝日及び休日
 - *年末年始（12月28日～1月4日）
- 交通
- *JR広島駅よりバス（広島港行き）
又は路面電車（紙屋町經由宇品行
き）いずれも、広電本社前下車約
五m、広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第十六号

平成十二（二〇〇〇）年七月三十一日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七 四七
電話 〇八二二四四 八四四四
FAX 〇八二二四五 四五四一
印刷 山陽印刷株式会社